

令和6年度鹿児島市立鹿児島玉龍中学校入学者選抜実施要綱

鹿児島市教育委員会

1 方針

鹿児島玉龍中高一貫教育校学則（平成18年教育委員会規則第8号）（以下、「学則」という。）の規定に基づき、令和6年度鹿児島市立鹿児島玉龍中学校の入学者選抜は、入学を志願する者に対し、本実施要綱（以下、「要綱」という。）の定めるところにより行うものとする。

2 基本方針の公表

鹿児島市教育委員会（以下、「市教委」という。）は、入学者選抜に係る基本方針等を発表するものとする。

3 実施者

鹿児島市立鹿児島玉龍中学校長（以下、「校長」という。）は、市教委と連携を図りながら、鹿児島玉龍中高一貫教育校の教育理念等を踏まえ、適切な組織及び検査等により、選抜を公正かつ適正に実施し、合格者を決定する。

4 入学者の募集

校長は、学則及び要綱に基づき、入学者の募集に係る内容及び関係書類様式をまとめて「生徒募集要項」として公表し、入学者の募集について志願者への周知を図る。